破産手続廃止

平成２３年（フ）第３４６号
福岡市博多区神屋町９番20号　パソナール博多808号
破産者　有限会社山友工業
1　決定年月日　平成23年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８４号
福岡市中央区大手門１丁目１番30号
破産者　株式会社シックス
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８４１号
福岡市博多区博多駅前３丁目20番１号
破産者　有限会社エフピーエス
1　決定年月日　平成23年６月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８２号
仙台市宮城野区榴岡１丁目６番37号ＴＭ仙台ビル903号
破産者　オリジナルセラリオ株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６９号
宮城県塩竈市新浜町１丁目10番１号
破産者　五光株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４７０号
宮城県塩竈市新浜町１丁目14番１号
破産者　有限会社向陽食品
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第９８４号
栃木県那須郡那須町大字高久甲4300番地１
破産者　サン・ノーブル建設株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第９８５号
栃木県那須郡那須町大字高久甲4300番地１
破産者　サン・ノーブル・ホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第２２１号
栃木県那須郡那須町大字豊原丙5316番地４、開始決定時の住所栃木県那須郡那須町大字豊原丙5316番地１
破産者　福山　博之
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝159番地
破産者　沼尾　浩一
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４号
栃木県日光市鬼怒川温泉滝159番地
破産者　沼尾美知子
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第７７６号
埼玉県三郷市彦野１丁目53番地２
破産者　有限会社峰彦
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
千葉県安房郡鋸南町保田478番地の67
破産者　有限会社鈴克瓦工業
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第２７号
千葉県安房郡鋸南町保田478番地67
破産者　鈴木　幸人
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２１年（フ）第２３８号
三重県津市芸濃町萩野3509番地
破産者　有限会社西伸プラスチツク工業所
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1300号
破産者　中央都市開発株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０３号
大阪市北区梅田１丁目２番２―1200号
破産者　中央リゾート株式会社
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２号
福岡県直方市大字下境3759番地の２
破産者　有限会社田中建設
1　決定年月日　平成23年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３８０号
長野市大字穂保492番地16
破産者　株式会社大高
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
山口県柳井市新庄1580番地の７
破産者　有限会社きもの処ふじもと
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３４９５号
福岡市東区名島３丁目30番５号
破産者　有限会社エクスメイト
1　決定年月日　平成23年６月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部